

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則

一六

告 示

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

一三

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件三件

一三

○道路の区域を変更する件

一三

公 告

○落札者を決定した件二件

一三

規 則

福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第一号

福島県みつばち転飼等に関する規則の一部を改正する規則

福島県みつばち転飼等に関する規則（平成十二年福島県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第二号及び様式第二号の二を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

蜜蜂飼育(変更)届

年 月 日

福島県知事 様

現住所

電話番号^{※1}

氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第3条第1項(第3項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 年1月1日現在の蜜蜂飼育状況

飼育場所 ^{※2}	飼育蜂群数
	(うち日本蜜蜂)

2 年度蜜蜂飼育計画^{※3}

飼育場所 ^{※2}	蜂群数	飼育期間
	(うち日本蜜蜂)	1月1日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：福島県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：福島県は取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：福島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次

の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

- ・法令に基づく場合
- ・福島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

- ※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。
- ※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要なに応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。
- ※3 飼育計画は1月1日から12月31日までについて記入すること。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、都道府県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、都道府県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

様式第2号(第3条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

福島県知事 様

現住所

電話番号※1

氏名又は名称及び代表者の氏名

養蜂振興法第4条第1項の規定により、下記のとおり転飼の許可を受けたいので申請します。

記

整理番号	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所※2	左の土地の所有者及び住所及び氏名	蜂群数	転飼の期間	飼育管理者の住所及び氏名	備考
1				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
2				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
3				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：福島県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：福島県は取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：福島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・福島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

様式第2号の2(第3条関係)

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

福島県知事 様

現住所

電話番号※1

氏名又は名称及び代表者の氏名

福島県みつばち転飼条例第3条第1項(第2項)の規定により、下記のとおり転飼の許可を受けたいので申請します。

記

整理番号	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所※2	左の土地の所有者及び住所及び氏名	ほう群数	転飼の期間	飼育管理者の住所及び氏名	備考
1				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
2				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		
3				(うち日本蜜蜂)	月 日から 月 日まで		

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：福島県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：福島県は取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：福島県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・法令に基づく場合
 - ・福島県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

備考

※1 電話番号は、常時連絡が取れる携帯電話等が望ましい。

※2 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報（番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度）を記入すること。なお、地図の添付等でも可とする。

- 附則**
- この規則は、公布の日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の福島県みつばち転飼等に関する規則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の規則の規定に基づいて提出された届及び申請書とみなす。
- (畜産課)

告示

福島県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年一月十六日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ハンドラッグ伊達箱崎店 福島県伊達市箱崎字布川四十四番一ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ハンドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 希一
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ハンドラッグ
代表者の氏名 代表取締役 橋浦 希一
住所 福島県福島市笹谷字片目清水三十番地の四
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年八月二十七日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千七百七十四平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十一台
 - 駐輪場の位置及び収容台数

- 位置 別紙図面のとおり
(一) 収容台数 十台
 - 荷さばき施設的位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 百三十二平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 二十五・五六立方メートル
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時（年間十日は午前七時）
閉店時刻 午後九時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで（年間十日は午前六時三十分から午後九時三十分まで）
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 四か所
(二) 位置 別紙図面のとおり
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 届出年月日
令和五年十二月二十六日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)
- 福島県告示第三十二号**
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
- 令和六年一月十六日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ白河白坂店 福島県白河市白坂三輪台十五番地ほか
 - 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。
 - 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
M E G A ドン・キホーテU N Y会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年一月十六日から同年二月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC君ヶ塚 福島県いわき市小名浜大原字北君ヶ塚百六十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和六年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大橋 五百川停 車場線	本宮市荒井字長山七一 番地先から 同 市荒井字前田六〇 番地先まで	変更前 変更後	一〇・二) 一九・〇 一一・六) 二八・六	二四四・〇 二四四・〇 二四四・〇

(道路計画課)

公 告

公告第4号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県郡山合同庁舎整備（建築）工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
福島県郡山合同庁舎整備（建築）工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
鉄建・陰山建設・王子特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区本町一丁目12番7号
- 5 落札金額
5,575,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価方式一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年8月22日

（施設管理課）

公告第5号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年1月16日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量4,430,088kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年11月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
171,213,073円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年10月6日

（施設管理課）